

氏 名	
住 所	

取扱い団体：交通運輸労働組合共闘会議（交運共闘）

交通運輸労働者等の労働条件確保に関する請願書

《請願主旨》

長期化しているロシア・ウクライナ戦争、米国とイスラエルによるイラン攻撃、さらに米国の関税政策の強化などは世界的に物流の混乱や物価高騰を引き起こし、とりわけエネルギー価格の高騰は交通運輸事業者の事業環境や労働環境を一層厳しくさせています。このことは運輸事業の安心・安全の低下にもつながり、ひいては利用者・国民全体に重大な悪影響を及ぼす恐れがあります。

交運共闘は交通運輸産業が我が国経済と物流を支えるエッセンシャル産業として、発展し、交通運輸労働者が安心して働き続けられることの出来る環境整備に向けて日々努力しています。

つきましては、国民の安心・安全な暮らしを守り、交通運輸労働者の労働条件の向上をはかるべく厚生労働行政の基本に基づき、以下の点について適切な政策を推進することを請願します。

《請願事項》

1. 労基法解体を進めず、職場に適合した基準に改善

- (1) 過半数代表の「同意」権剥奪を認めないこと。さらに就業規則改定時の「意見聴取」を変更し、労使協定に基づく改定とすること。
- (2) 年休取得促進及び、有休の病気休暇などの特別休暇を創設するよう、企業を指導すること。
- (3) 割増賃金の廃止は、長時間労働を助長させることから反対すること。
- (4) 労基法の企業（本社）単位規制には反対すること。とくに36協定の本社一括申請を認めないこと。

2. 交通運輸労働者等の労働条件の向上

- (1) 企画業務型裁量労働、解雇の金銭解決制度を導入せず、柔軟な働き方として個人請負の雇用関係によらない働き方を推進しないこと。
- (2) 自動車運転者の改善基準告示改正について、労働時間短縮の実効性を確保しうる適切な通達を出し、実施前において使用者に対する点検・指導を行うこと。同時に今改正で不十分となった点については、以下の改正要求をふまえて、時期をおくことなく再改正をめざすこと。
 - ① 改善基準告示再改正の審議には、建交労・自交総連の代表を必ず参加させること。
 - ② 1日の拘束時間の限度を原則11時間（最大13時間）以内とすること。
 - ③ 休息期間は原則13時間（最低11時間）以上とし、休息地については、住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなることを徹底すること。
 - ④ 1か月の拘束時間については、トラック252時間、タクシー日勤238時間、同隔日勤務228時間、バス240時間以内とすること。
 - ⑤ 港運海貨にかかわる海コン運転手の自動車運転業務の時間外労働の上限について、違反事業者の取り締まりのため労働基準法第36条6項第2号及び第3号の規定を適用させること。
- (3) 国土交通省・警察庁等とも連携して交通運輸労働者にかかる労働関係法違反を厳しく取り

締まる監督体制を強化すること。そのための人員を確保すること。

- (4) 最低賃金を1700円以上に引き上げ、全国一律の制度とすること。引き上げに当たっては中小零細企業への支援措置を講じること。現に発生している最低賃金法違反については、業界や地域ぐるみの集団指導等を工夫して、厳格に取り締まること。
- (5) 交通運輸業に多い社会保険未加入事業者への加入促進を図り、事後改善報告書を提出させること。
- (6) 自然災害等の復旧・復興事業に際して、がれき撤去でのアスベスト対策、危険地域での作業や汚泥処理時の放射線被曝対策等を徹底し従事する労働者の健康・安全を確保すること。
- (7) 建設職人基本計画にもとづいて、公共・民間を問わず、全ての建設工事現場で個人請負の形態で働く就労者に対して「1人親方労災保険（労災保険の特別加入）」への加入を促進するよう受注者（元請）への指導を徹底すること。
- (8) 国交省は2/10事務連絡（適法な自家用ダンプの使用について）で、ダンプ運転手の「雇用契約（従業員化）を確認すること」との解釈を広げている。労働者性の判断は使用実態（使用従属性・賃金）であることを本省や各運輸局に伝えること。
- (9) ILO総会において、第193号条約（プラットフォームにおけるディーセント・ワーク条約）が採択されたことに鑑み、労働者の地位については契約上の名称ではなく、実態に基づいて判断すること。
- (10) 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」は、フリーランス（個人事業主）が「業務に安定的に従事することができる環境整備」（第1条）を目的としたものである。国会の附帯決議を踏まえて個別事案に対応する労基署の人員・予算化をおこなうこと。また、フリーランスへの労働法制の適用を認める措置を講じること。
- (11) タクシーの運賃改定において、改定趣旨に反して、就業規則の変更を一方的に行い、労働条件を引き下げる事業者に対して、厳しく指導すること。
- (12) 港湾労働石綿被災補償制度の確立について、国策として「救済基金（仮称）」制度の創設を目的に港運事業者に働き掛け、政労使による4者協議の開催を図ること。

3. 安心・安全な雇用・医療・介護・社会保障制度の確立

- (1) 今後においても健康保険証は希望者の求めに応じて継続して使用できるよう措置を講じること。マイナカードへの統一化による押し付けは憲法違反であり、ただちに中止すること。
- (2) 物価高騰など経済不況による破産、倒産の影響で失業者・生活困窮者が急増する恐れがあります。政府として公的就労事業（失業対策事業）による緊急雇用対策を図ること。
- (3) 後期高齢者医療制度を直ちに廃止し、高齢者・障がい者等が安心して生きがいを持って生活し、医療を受けられる制度を確立すること。
- (4) 全ての年金受給者がまともに生活できる最低保障年金制度を早期に確立すること。マクロ経済スライドを廃止し、年金積立金の株式投資等投機的な運用を改めること。
- (5) 介護保険制度の市場化を止め、社会保障制度として抜本的に拡充し、介護労働を公務労働と位置付け、介護職員等の賃金・労働条件を大幅に改善・充実すること。
- (6) 介護保険料・利用料負担の軽減やサービスの拡充など介護保険制度の抜本的な改善を行い、利用者にとって必要なサービスが安心して利用できるようにすること。
- (7) 高齢者の雇用政策に関して、シルバー人材センターだけではなく、高年齢者雇用安定法第5条・36条に基づき高齢者事業団等を具体的に援助・育成すること。
- (8) 公務・公共サービスに携わる労働者の賃金を含む公正な労働条件を確保するために、ILO O94号条約を早期に批准して公契約法を制定すること。
- (9) 学童保育所を児童福祉法7条に位置付けて、公的責任を明確にして最低基準を定めること。その際、正規指導員の複数配置、調理員、事務員など必要な職員を配置する基準とすること。また、施設整備費を大幅に増額し、専用の施設を建設すること。

以 上